

# 旅券（パスポート）申請のご案内 上越市

この案内は、新規申請（①初めて申請する場合 ②前の旅券が期限切れの場合 ③旅券の有効期間が1年未満で新規旅券に切り替える場合 ④旅券の記載事項に変更があった場合 ⑤査証欄に余白がなくなった場合）の内容です。

※有効旅券を紛失、焼失、損傷した場合、有効期限を変えず記載事項の変更のみを行う場合は、上越市パスポートセンター、南・北出張所、各総合事務所のパスポート窓口にお問い合わせください。

上越市で申請できる方は、上越市内に現住所（住民登録）のある方です。

## 【申請に必要な書類】 ※不足や不備があった場合、受付ができませんので、ご注意ください。

<p>① <b>一般旅券発給申請書</b> 1通 ※折り曲げ厳禁</p>	<p>・有効期間は5年旅券用と10年旅券用の2種類あります。 旅券の記載事項に変更がある方、査証欄に余白が無くなった方で、現在の旅券と有効期間が同一の旅券を申請する場合は、残存有効期間同一旅券の申請となります。 ・18歳未満（申請日現在）の方は、有効期間が5年旅券のみの申請となります。</p>																																		
<p>② <b>戸籍謄本</b> 1通 提出日前6か月以内に 発行された<b>原本</b>（コピーは不可）</p>	<p>・有効期間内の旅券を切り替える場合で、氏名・本籍（都道府県名）に変更のない方は省略できます。 ・同一戸籍内にある2人以上の方が同時に旅券を申請する場合は、戸籍謄本は1通とすることができます。</p>																																		
<p>③ <b>写真</b> 1枚 (申請日前6か月以内に撮影されたもの)</p>  <p>注意 1. 申請者本人のみ 2. 正面、無帽、無背景 3. 縦45mm×横35mm 4. ふちなし。頭は頭頂から顎までが34mm±2mm *貼付した写真は旅券に転写されます</p> <p>※写真は貼らずに裏面下部に氏名を記入の上、お持ちください。 (写真面に写らないよう、筆圧にご注意ください。)</p>	<p>&lt;写真の規格&gt; ・たて45mmよこ35mm、ふちなしで、左図の寸法を満たしたもの。 ・顔の寸法は頭頂（髪の毛を含まない）からあごまで34mm±2mm ※頭髪のボリュームが大きき方は旅券窓口にご相談ください。 ・顔は正面向き、無帽、背景がないもの。 ※背景の色は青・白・グレー等とし、グラデーションは不可。 &lt;旅券用写真としてふさわしくないもの&gt;※旅券用提出写真についてのお知らせ参照 ・不鮮明な写真。変色、傷、汚れ、しわのある写真。スナップ写真 ・サングラスやマスクをつけている写真 ・メガネのフレームやレンズの光の反射が目にかかっている写真 ・瞳が光の反射で白く欠ける、フラッシュ等により赤く写る等の写真 ・長い前髪や影により、目元や顔の輪郭が隠れる写真 ・表情が平常と著しく異なる写真（泣いたり、笑ったりしている写真） ・カラーコンタクトレンズ等を使用し、目の色や大きさが実際と異なる写真 ・デジタル印刷の場合、インクのにじみやジャギーがある写真 ・頭髪や衣服が背景と同系色で、輪郭が見分けにくい写真 等 ※写真は旅券にそのまま転写されます。 (渡航先によっては、出入国審査等で旅券に内蔵されているICチップに記録された顔画像とその旅券を提示した人物の顔を電子機器等で照合する場合があります。)</p>																																		
<p>④ <b>本人確認の書類</b> 有効な<b>原本</b>（コピーは不可）</p> <p>※本人確認書類の氏名、生年月日、性別、氏名の読み方、住所、本籍が申請書の記載内容と一致する必要があります。</p> <p>代理人が申請する場合、「本人確認書類」は申請者本人分と代理人分のそれぞれが必要ですよ。</p>	<p>1点でよいもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本国旅券 (現に有効なもの または失効後6か月以内のもの)</li> <li>・マイナンバーカード(顔写真付き)</li> <li>・運転免許証</li> <li>・身体障害者手帳 (偽造防止・写真付き)</li> <li>・官公庁等発行の身分証明書(顔写真付き)</li> </ul>	<p>2点必要なもの (イ+イ)又は(イ+ロ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">イ</th> <th>ロ(顔写真付きのもの)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・健康保険証</td> <td>・国民健康保険証</td> <td>・学生証(中学生の生徒手帳は顔写真なしでも可)</td> </tr> <tr> <td>・共済組合員証</td> <td>・船員保険証</td> <td>・会社の身分証明書(写真付)</td> </tr> <tr> <td>・後期高齢者医療被保険者証</td> <td></td> <td>・公の機関が発行した資格証明書(写真付)</td> </tr> <tr> <td>・国民年金証書(手帳)</td> <td></td> <td>・療育手帳</td> </tr> <tr> <td>・基礎年金番号通知書</td> <td></td> <td>・失効旅券(本人が確認できるもの) 等</td> </tr> <tr> <td>・厚生年金証書(手帳)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・船員保険年金証書(手帳)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・共済組合年金(恩給)証書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・介護保険被保険者証</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・印鑑登録証明書と登録印鑑 等</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イに準ずるもの (イ+イに準ずるもの2点が必要です。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得・課税証明書</li> <li>・納税証明書 等</li> </ul>	イ		ロ(顔写真付きのもの)	・健康保険証	・国民健康保険証	・学生証(中学生の生徒手帳は顔写真なしでも可)	・共済組合員証	・船員保険証	・会社の身分証明書(写真付)	・後期高齢者医療被保険者証		・公の機関が発行した資格証明書(写真付)	・国民年金証書(手帳)		・療育手帳	・基礎年金番号通知書		・失効旅券(本人が確認できるもの) 等	・厚生年金証書(手帳)			・船員保険年金証書(手帳)			・共済組合年金(恩給)証書			・介護保険被保険者証			・印鑑登録証明書と登録印鑑 等		
イ		ロ(顔写真付きのもの)																																	
・健康保険証	・国民健康保険証	・学生証(中学生の生徒手帳は顔写真なしでも可)																																	
・共済組合員証	・船員保険証	・会社の身分証明書(写真付)																																	
・後期高齢者医療被保険者証		・公の機関が発行した資格証明書(写真付)																																	
・国民年金証書(手帳)		・療育手帳																																	
・基礎年金番号通知書		・失効旅券(本人が確認できるもの) 等																																	
・厚生年金証書(手帳)																																			
・船員保険年金証書(手帳)																																			
・共済組合年金(恩給)証書																																			
・介護保険被保険者証																																			
・印鑑登録証明書と登録印鑑 等																																			
<p>※小学生以下の場合・・・健康保険証+母子手帳 等</p>																																			
<p>⑤ <b>前回取得した旅券</b></p>	<p>・有効期限内の旅券をお持ちの方は、有効旅券の提示がないと申請できません。 ・過去に旅券を取得した方は、失効していても前回の旅券をお持ちください。</p>																																		
<p>※ <b>その他</b></p>	<p>新潟県外に住民登録されている方が上越市で居所申請する場合は、住民票が必要です。個人番号(マイナンバー)の記載がないものをご用意ください。</p>																																		

旅券発給手数料は旅券受取時に必要です。手数料については裏面をご覧ください。



# 記入例とご注意

(※申請書は5年旅券用と10年旅券用があります)

ただし、旅券の記載事項に変更がある方、査証欄に余白のなくなった方で現在の旅券と有効期間が同一の旅券を申請する場合は、残存有効期間同一旅券用となります。

- **太枠の中を、黒のボールペン又は黒インクで記入してください。** 消えるインクのペン、サインペン(太字のマーカーペン等)は使用できません。
- **機械で読み取りますので、折ったり、汚したりしないでください。**
- **記入ミスをした場合は、修正テープ等を使用せずに二本線で消して訂正してください。ただし、所持人自署の訂正はできません。**

## 所持人自署

サインとして、そのまま旅券に転写されます。必ず申請者本人が署名(サイン)してください。

(代理署名について) 申請者が未就学の乳幼児等で本人が署名できない場合は、その親権者が、また、身体障害者等で署名ができない方は、法定代理人・配偶者等が代理署名することができます。その場合、点線より上の枠内に申請者の氏名を記入し、点線より下の枠内に記入者の氏名及び申請者との関係を記入してください。

## 〈代理署名の例〉

(例) 子の氏名:上越さくら

上越さくら  
上越太郎(父)代筆  
Sakura Joetsu  
by T. Joetsu (Father)

## 署名として良くない例

枠からはみ出しているもの

Hanako Joetsu

二段になっているもの

Hanako Joetsu

なぞっているもの

上越花子

インクが薄かったりカスしているもの

上越花子

## 《 所持人自署の例 》 小学生以上の方は自署になります。

漢字で書く場合      ローマ字で書く場合      ひらがなで書く場合

上越花子      Hanako Joetsu      じょうえつ はなこ

新規・切替 (18歳未満の申請者又は18歳以上で有効期間が5年の一般旅券を希望する申請者用) 一般旅券発給申請書 (5年用)

受理年月日 受理番号 確認

有効期間  5年  10年 発行年月日 交付年月日 旅券番号

写真貼らずにお持ちください。貼らずに お持ちください。注意: 1. 顔は正面、無帽、無背景。2. 縦45mm×横35mm。3. ふちなし。顔は顔頂から。4. 裏面に氏名を記載してください。

氏名(左詰めで記入) ヨミカタ(カタカナで記入。濁点及び半濁点は同一マス内に「ワ」「ビ」等と記入してください。)

姓 JOETSU 名 HANAKO

ヘボン式ローマ字 姓 JOETSU 名 HANAKO

所持人自署 (この署名は旅券にそのまま転写されます) 性別 男  女  生年月日 070401 (市区郡以下を記入してください) 新潟県 上越市木田1番地3

旅券 M N 5 2 8 3 9 0 1 発行年月日 20011001

最後に発給を受けた旅券に記載の姓をローマ字、左詰めで記入してください。 JOETSU

現住所 (住民票に記載の住所) 〒943-8601 上越市木田1丁目1番3号 電話 025(526)5111 携帯 090(1234)5678

日本国内の緊急連絡先 住所 上越市中央1丁目16番1号 氏名 上越太郎 申請者との関係 父 電話 025(544)2111

刑罰等関係 1. 外国で入国拒否、退去命令又は処罰されたことがありますか。  はい  いいえ  
2. 現在日本国法令により起訴され、判決確定前の状態ですか。  はい  いいえ  
3. 現在日本国法令により、仮釈放、刑の執行停止又は執行猶予の処分を受けていますか。また刑の執行を受けなければならない状態にありますか。  はい  いいえ  
4. 旅券法違反で有罪となり、判決が確定したことがありますか。  はい  いいえ  
5. 日本国旅券や渡航書を偽造したり、又は日本国旅券や渡航書として偽造された文書を使用して(未遂を含む)、日本国刑法により、有罪となり、判決が確定したことがありますか。  はい  いいえ  
6. 国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律を適用され外国から帰国したことがありますか。  はい  いいえ

現在外国の国籍を有していますか。 (※該当する枠内に√印を記入してください) はい  いいえ  「はい」の場合 どの国の国籍ですか。アメリカ 取得年月日 1995年4月1日 どのような方法で取得しましたか。 外国籍の父又は母の子として出生  外国での出生  外国大卒の婚姻又は養子縁組  帰化申請又は国籍取得届出

外務省コード欄 03 13条 10 別名併記 14 別名併記 0A 別名 0C 解除 0E 懸検 0F 特別1 0K 特別3 04 対立地 11 非ヘボン 15 別名併記 0B 別名併記 0D 別名併記 0F 特別1 0G 特別2 0H 特別3

記入しないでください

濁点は同じマスに記入してください。(ヨミカタは正確に)

戸籍どおりの字で記入してください。

ヘボン式ローマ字の活字体(大文字)で記入してください。

戸籍どおり記入してください。

必ず申請者本人が記入してください。

住民票どおりの住所を記入してください。

・自宅  
・携帯  
・勤務先

の電話番号  
メールアドレス  
を記入してください。

旅行に同行する方以外を記入してください。

該当しない場合は「いいえ」にチェックしてください。

よく読んで□にチェックしてください。「はい」に該当する方は必ず事前にご相談ください。別途手続きが必要になります。

☆ ヘボン式ローマ字について、つぎのものは特に誤りやすいので下記のように記入してください。

し→SHI      ふ →FU      しゃ→SHA      ちゃ→CHA      りゃ→RYA      ぎゃ→GYA      じゃ→JA  
ち→CHI      じ・ぢ →JI      しゅ→SHU      ちゅ→CHU      りゅ→RYU      ぎゅ→GYU      じゅ→JU  
つ→TSU      きゃ →KYA      しょ→SHO      ちょ→CHO      りょ→RYO      ぎょ→GYO      じょ→JO

撥音: B・M・Pの前に「N」の代わりに「M」をおく (例) なんば → NAMBA      ほんま → HOMMA  
促音: 子音を重ねる (例) はっとり → HATTORI      きっかわ → KIKKAWA  
長音: 「O」や「U」は記入しない (例) おおた → OTA      よっこ → YOKO

ただし、「O」を含む長音の場合、「H」を入れてパスポート上に表記することもできます。希望の方は窓口に申し出てください。 (例) おおた → OHTA      さとう → SATOH

(注) 同一の家族内で姓の表記が異なる場合、入国審査時に支障が生じることもありますので、姓の表記の選択にはご注意ください。      こうじ → KOHJI      ようこ → YOHO

この部分は必ず申請者本人が記入してください。記入もれや申請者以外の方が記入した場合は、受付できません。

出発予定日 令和5年5月1日 ※主要渡航先での滞在期間  3ヶ月未満  3ヶ月以上

※ 次の各項目のいずれかに該当する場合には、該当する項目の□に√印をつけた上で、下記の渡航目的及び渡航先を記入してください。  
① □ 表面の刑罰等関係欄に該当する事項がある場合      ② □ 旅券の二重発給を受けようとする場合

渡航目的(具体的に) ②の場合は、二重発給が必要な理由も記入  
今回の渡航先(渡航先国名と、コード表を参照して国コードを記入してください)  
国名      コード

旅券面の氏名表記(申請書表面のヘボン式と異なる氏名表記を希望する場合、以下の氏名表記欄にローマ字活字体大文字で記入してください(姓と名のどちらか一方の場合もあります)。また、別名併記を希望する場合、戸籍上の氏名に続けて、前後を折線で囲んで、折線の中に別名を記入してください。)(別名併記の記入例: GAIMU(TANAKA))

(姓)      (名)

注: 旅券面への表記可能な文字数は姓・名・スペース合わせて37文字(別名併記を除く)までです。記号(・・～など)や、数字(11など)等は記入できません。但し、別名併記の( )は記入可。

外務大臣 令和○年○月○日  
在 大使 総領事 殿

法定代理人(親権者、後見人など)署名 (過去5年以内に申請した前回旅券を受け取らず、その旅券が失効した場合は、通常より高い手数料を徴収します。)(申請者が未成年の場合は親権者や未成年後見人等の法定代理人署名が、申請者が成年で未成年後見人が委任されている場合には成年後見人の法定代理人署名が必要です。署名は必ず本人が戸籍に記載のとおり、かき書体で行ってください(署名が困難な場合を除く)。本人確認のために印鑑登録証明書を使用する場合は、押印が必要です。)

本人確認欄 (1点でよい書類)  日本国旅券  運転免許証  個人番号カード  船員手帳  海技士(航海士)の免許  職病者手帳  宅建取引士証  電気工事士免状  無線従事者免許証  官公庁職員身分証明書  身体障害者手帳  介護保険証  健康保険証  国民健康保険証  船員保険証  その他写真付きの身分証明書  介護保険証  印鑑登録証明書及び実印  後期高齢者医療被保険者証  その他写真付きの身分証明書

官公庁記載欄  非ヘボン  別名併記  長音表記

証明資料名( )  
理由( )

予定が決まっている場合は記入してください。

申請者が未成年者、成年被後見人の場合は、法律上の親権者又は後見人が署名してください。

代理人が提出する場合は必ず記入してください。(法定代理人が提出する場合は記入不要です。)

記入しないでください

## 申請書類等提出委任申出書

(法定代理人が申請者に代わって申請書類などを提出する場合には、本様式の提出は不要です)

私は旅券法第3条第6項の規定に基づき、下記の引受人を通じて旅券申請書類等を提出いたしたく、申し上げます。  
令和○年○月○日 引受人氏名 春日次郎 申請者との関係 会社同僚  
引受人住所 上越市本町3丁目2番26号

私は本件申請に係る必要書類等を申請者に代わり提出することを引き受けました。私が提出する申請者の所持人自署は本人筆のもの(又は適正な記名)であること及び写真が本人のものに相違ないことを確認します。私は、過去5年間、旅券の不正取得に係ったことはありません。  
令和○年○月○日 連絡先電話番号 025(525)4151  
生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 63年10月1日

注意事項 1. 申請者の指定した者が、代わりに申請書類などを提出する場合には、提出者本人を確認するに足る書類等を提示(出)してください。  
2. この申請による旅券取得が日本国法令の罰則に該当する場合、申請者に代わって必要書類などを提出した者も罰せられることがあります。

点線より上の部分は、必ず申請者本人が記入してください。なお代筆が必要な場合は上記申請者署名の記載例を参照してください。

点線より下の部分は、代理人(引受人)が連絡先及び生年月日を記入してください。



# 申請についてのご注意

## 有効期間内の申請（切替申請）

次の方は新しいパスポートに切り替えることができます。  
（ただし、残存期間は切り捨てになり、旅券番号は変わります。）

- ①残りの有効期間が1年未満となった方
- ②査証欄に余白がなくなった方
- ③結婚などで旅券面の記載事項に変更のあった方  
（②及び③の方は、現在の旅券と有効期間が同一の旅券（残存有効期間同一旅券）を申請することもできます。）

## 代理申請

申請の手続きは代理の方でもできます。（受取は必ず本人です。）

ただし、お持ちの有効旅券を紛失、焼失、損傷した方、居所申請（一時帰国含む）の方、刑罰関係等に該当する方は代理申請できません。

- 申請に必要な書類は、最初のページで確認してください。
- 申請書の以下の欄は必ず申請者本人が記入してください。

- 表面の「所持人自署」及び「刑罰等関係」
- 裏面の「申請書類等提出委任申出書」の申請者記入欄

- 申請者本人の本人確認書類のほか、代理人についても本人確認書類が1点必要です。

## 未成年者申請（申請日に18歳未満の方）

- 5年旅券のみの申請となります。
- 申請書裏面の「法定代理人署名」欄に親権者である父又は母、もしくは後見人の署名が必要です。
- 親権者が遠隔地に在住している等の場合は、親権者の署名のある「**同意書**」（窓口にあります）の提出でも差し支えありません。

## 居所申請（上越市に住民登録のない方）

上越市に住民登録がない方でも、下記の要件を満たす場合は上越市で受付できます。申請を希望される方は、要件、提出書類の確認のため事前にご相談ください。

### ※代理申請不可

- ①通学のため上越市に住んでいる学生及び生徒  
提出書類：学生証又は在学証明書 等
  - ②長期出張者及び単身赴任者  
提出書類：会社の所在地の記載のある身分証明書、会社が発行した居所証明書 等
  - ③船員（寄港地上陸の船員）  
提出書類：居所（停泊地）を証明する船長の証明書、所属会社等の証明書 等
  - ④一時帰国者（日本国内に住所を有していない者）  
提出書類：有効な査証、滞在許可証、外国人登録証 等
- 県内（上越市以外）に住民登録がある方は、上越県民サービスセンター（上越地域振興局内：上越市本城町5番6号 ☎025-526-9316）での申請となります。

## 刑罰等関係の該当者

- 申請書の「刑罰等関係」に該当する方は別途手続きが必要です。新潟県パスポートセンター（☎025-290-6670 受付時間 9:00～17:00）へ事前にご相談ください。

## 非ヘボン式ローマ字表記・別名併記等の希望者

- 外国人との婚姻等の場合で、氏名の非ヘボン式ローマ字表記、別名併記を希望される方は、表記を確認するための書類を提出していただく必要がありますので、事前にご相談ください。

## 申請から受け取りまでの日数

### ■8営業日

- ※土、日、祝日及び年末年始を除き、申請日を含めます。
- 受け取りは、必ず本人が申請日から6か月以内においでください。※代理受取不可

# 受付窓口と受付時間

## 旅券の申請ができる窓口

### ■上越市パスポートセンター（上越市役所 市民課内）

上越市木田1丁目1番3号 ☎025(526)5111

### ■南出張所（雁木通りプラザ）

上越市本町3丁目2番26号 ☎025(525)4151

### ■北出張所（レインボーセンター）

上越市中央1丁目16番1号 ☎025(544)2111

### ■各総合事務所

安塚区総合事務所 ☎025(592)2003

浦川原区総合事務所 ☎025(599)2301

大島区総合事務所 ☎025(594)3101

牧区総合事務所 ☎025(533)5141

柿崎区総合事務所 ☎025(536)2211

大潟区総合事務所 ☎025(534)2111

頸城区総合事務所 ☎025(530)2311

吉川区総合事務所 ☎025(548)2311

中郷区総合事務所 ☎025(74)2411

板倉区総合事務所 ☎025(78)2141

清里区総合事務所 ☎025(528)3111

三和区総合事務所 ☎025(532)2323

名立区総合事務所 ☎025(537)2122

※上越市ホームページでもご案内しています。

### ■受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15

※土・日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は休みです。

※お手続きは時間をかなり必要とする場合があります。県パスポートセンター（9:00～17:00）への確認が必要な場合がありますので、お時間に余裕を持ってお越しください。

※お手続きは時間をかなり必要とする場合があります。県パスポートセンター（9:00～17:00）への確認が必要な場合がありますので、お時間に余裕を持ってお越しください。

## 申請した旅券の受け取りができる窓口

### ■上越市パスポートセンター（上越市役所 市民課内）のみ

※南・北出張所及び各総合事務所でも申請された方は、上越市パスポートセンターまでおいでください。

### ■受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15

※3月～11月は、受け取りのみ18:00まで延長しております。

※土・日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は休みです。

## 旅券発給手数料

区分	手数料	内訳		
		収入印紙	新潟県収入証紙	
10年	16,000円	14,000円	2,000円	
5年	12歳以上	11,000円	9,000円	2,000円
	12歳未満	6,000円	4,000円	2,000円
残存有効期間同一	6,000円	4,000円	2,000円	

※収入印紙と収入証紙の買い間違いにご注意ください。

※年齢は誕生日の前日に加算されます。12歳未満の手数料は、12歳未満の手数料は、12歳の誕生日前々日までに申請された方となります。

※受取期限までに旅券を受領せず、旅券が未交付となった場合は、次回申請時に通常より高い手数料を徴収します。